

令和2年9月7日

認可外保育施設を利用の保護者の皆様
放課後児童クラブを利用の保護者の皆様

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言期間の終了に伴う認可外保育施設及び放課後児童クラブの
対応について

平素より本市、保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力
賜り感謝申し上げます。

沖縄県より発令されました緊急事態宣言の期間が9月5日に終了いたしました。
しかし、依然として沖縄県における警戒レベルは第3段階の「感染流行期」
となっており、本市でも引き続き感染拡大に警戒が必要であることから、保育施
設等を利用する保護者の方々においては、当面の間も早めのお迎えや、ご家庭や
お仕事などの都合にあわせながら、できるだけ家庭で過ごしていただきますよ
うお願いいたします。

記

1. 保育料減免を行った施設への補助について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭保育にご協力いただいた宜野
湾市内在住保護者へ、保育料の減免を行った施設に対する市からの補助対象期
間は、8月17日～9月5日までとなります。

2. 感染拡大防止策について

①児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、登園を控えるよ
うお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意
してください。

②発熱等が認められる場合は、解熱後(平熱に戻り)24時間以上が経過し、
呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様に登園を控えてください。

3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

(1) 児童が罹患した場合

①感染者は治癒するまで登園禁止となります

②感染者が発生した施設は当面の間、臨時休園となります。

※休園期間については、保健所等や関係機関と相談のうえ決定します。

(2) 児童が「濃厚接触者」の場合

①感染者と最後に接触した日から起算して2週間は登園禁止となります。

(3) 児童の同居家族が「濃厚接触者」またはその疑いがある場合

①登園停止措置はいたしません。感染拡大防止のため、家庭保育のご協力をお願いします。

4. 感染者等への配慮について

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症となっており、感染経路不明の患者も多くなってきております。罹患者や児童保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。

以上